

J R東海労
大二運分会

交差点

No. 177
2008年 4月12日
責任者：高原弘幸
発行：教宣部

猫の手も借りたい！？

便乗車掌をそう簡単に活用されては困ります！

会社は、「車内巡回強化に伴う特改車掌・便乗車掌の活用について」と題する営業掲示第5号（4/10付）を張り出しました。内容は「車内巡回強化を目的として、本線営業列車で便乗車掌が車内巡回を行うこととする。」としています。

これまで便乗車掌は、担当号車をもたず次の点呼場に行くための移動として乗務していました。結果、乗務前の打ち合わせや車内巡回報告書等への記入は必要なく本務に必要な準備報告時間はカウントされていませんでした。

しかし、この営業掲示第5号のその他の項では、「労働時間は変更しない」としながら「巡回時には不審物の確認、セキュリティ意識を高めた巡回を行うと共に、3・3歩行とアイコンタクトに努め、お客様のご要望に応じて発券・ご案内等を行うこと。」「本務車掌との連絡を密にすること。」としています。

皆さん！これらの行為は、ほとんど本務車掌の車内業務と変わりないと思いませんか！仮に、そういった車内巡回を行うにはその他に、車椅子を利用する旅客の確認や、列車の運用や指定席発売状況の把握、携帯電話の番号確認など乗務員間の事前の打ち合わせや巡回後の報告が必要になってくるのではないのでしょうか。

4月11日、分会は川嶋良典副所長に対して「労働時間の変更になる」「労働条件の変更は事前に労使間で協議するべき」として尋ねると、何と「書いてるトオリデス」「私はよくワカラナイ」「営業科にキイテクダサイ」と管理者としては無責任な対応でした。

さらに準備報告時間が必要であるにも関わらず時間をカウントしないとすると「サービス労働の強要」になりますよと主張すると「勝手な解釈するな！」と感情むき出しに返答しました。困った質問をされたからついつい本音が出てしまったのかどうか分かりませんが、

私たちは、乗務に必要な労働時間（準備報告時間）は労働時間としてカウントするべきだと主張します。

掲示一枚で何でも出来ると思う会社の姿勢は異常ではないでしょうか？「規律と忠誠心」「命令と服従」の労務管理の徹底は、いかに効率化をスムーズに進めるのかいかに金をかけずに儲けるのかが会社の狙いではないのでしょうか。儲けた金は葛西会長の夢「リニア」に消え失せるとしたら・・・

他労組の皆さん！

このまま準備時間もないまま車内巡回出来ますか？